

平成 16 年度上期「原子力安全・品質保証会議」選定テーマ監査結果概要

1. 「テーマ1 法定主任技術者の保安監督業務の状況について」

法定主任技術者（原子炉主任技術者，ボイラー・タービン〔以下，BT〕主任技術者）が責任を持って保安規定（原子炉等規制法），保安規程（電気事業法）および，社内マニュアル等に規定されている職務を遂行し，各部門は，その意見や指示を尊重し，具体的な改善策を立案・実施しているか，また法定主任技術者の保安監督業務への支援が，どのように実施されているかについて，以下の a. ～ e. の 5 業務により確認した。

a. 法定主任技術者の記録確認，検査立会い等

保安規定・規程，社内マニュアル等に規定される「記録の確認」，「検査への立会い」，「報告内容の確認」については，各発電所とも問題となる業務実態は見られなかった。

b. 法定主任技術者の職務引継，職務代行

各発電所とも，人事異動等による交代や，出張等による短期の業務代行の取り扱いについては，要領書等に具体的な内容を規定しており，適切に実施されていた。

引継や代行簿の管理箇所については，発電所間で相違が見られた。

c. 法定主任技術者の指示に基づく関係箇所の改善活動

各発電所とも法定主任技術者の指示は指示書により行うことが要領書等に規定されており，発行された指示書に関して，各部門による改善活動と，法定主任技術者による処置確認が適切に実施されていた。

平成 16 年 1 月に設置された，専任の原子炉主任技術者である原子炉保安担当を中心に，各発電所で指示に関する新たな試みや，検討が行われていた。

d. 法定溶接事業者検査における技術基準への適合の確認

各発電所とも溶接部の事業者検査では，技術基準への適合性確認は BT 主任技術者が行っている。

各発電所とも法定溶接事業者検査が 2 つの社内の品質システム（「V-4 原子力品質保証規程」，「溶接事業者検査に係わる品質保証マニュアル」）により管理されており，重複している不適合管理の運用について，発電所により差異が見られた。

e. 法定主任技術者の保安監督業務支援

品質・安全部設置時（平成 16 年 1 月）に「法定主任技術者（原子炉，BT，電気，放射線取扱）の保安監督業務支援」は，当該部の役割とされていたが，現状は支援対象の法定主任技術者が，発電所ごとに異なっていた。

2. 「テーマ2 放射線管理の主要業務の実施状況について」

放射線管理業務について，各組織が法令，保安規定，社内マニュアル等で定められた職務を遂行しているか，発電所間で業務品質のバラツキが生じていないか等の視点から，次の a. ～ d. の 4 業務について，確認した。

a. 中長期被ばく線量低減対策の策定及び実施状況

社内マニュアルでは，中長期の線量低減対策の計画策定と実施後の状況確認とが求められているが，3 発電所ともこれらを行う仕組みではなく，個別の定期検査毎，工事件名毎の評価を実施していた。

3 発電所とも，被ばく線量低減としては，現在かけている費用，行っている方策では，これ以上の低減は難しいとの認識だった。また，中長期計画策定のネックは，予算化の基準が無い，最終達成目標が未提示であるとの認識であった。

b. 管理区域立入者の個人線量管理

法規制上，100mSv / 5 年及び 50mSv / 年という個人線量限度が定められており，これを基に各発電所は 20mSv / 年を年度の，そして 18mSv / 年をその事前のしきい値，として管理しているが，発電所によって，運用手順に差異が見られた。

c. 個別作業に係わる放射線管理，放射線防護措置

c-1 放射線管理計画書（RWA）及び作業予定表・防護指示書の運用手順

社内マニュアルに基づき，協力企業から提出される RWA の，回付ルート・確認部署・記録の保管箇所などの運用手順が，発電所により異なっていた。

協力企業は放射線・化学管理 G に作業予定表・防護指示書（以下防護指示書）を提出するが，該当する「作業の区分（注）」が，発電所により異なっていた。（注：作業エリアの線量当量等による区分）

協力企業が「原子炉再循環系配管修理」の RWA の期間変更を期限の 2 週間前に申請したが，その業務処理を急り期限切れを生じさせてしまったため，安易に類似件名の RWA を使用し，工事を実施していた事例があった。

c-2 個別工事における放射線防護措置

各発電所とも，作業レベルでの放射線防護の基本は請負企業の裁量で行うべきもので，当社（工事主管 G）は工事監理の一環として責任を持つものと認識していた。しかし，現場における監理の手厚さ，責任意識はマチマチであった。

d. 放射性同位元素（RI）の取扱い・保管管理

法律適用の放射線源について，管理台帳管理，現物と台帳との照合，保管状況の点検記録の定期的作成管理などが適切に行われていた。

一部の発電所では，法律適用外の放射線源について，現物と台帳の照合や定期的な点検が不十分な状況や，協力企業保有線源の管理状況の把握が確実でない状況が検出された。